

職員チーム会議資料

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	大迫休息展望施設条例の一部 を改正する条例 【観光課】	<p>【目的】 大迫休息展望施設について、指定管理の継続が困難であるため、市が直営管理すること及び使用料の規定を新たに規定するほか、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による管理規定を削除 ・使用料規定を新設 ・条項の整理 <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会提案 平成27年3月議会 ②施行日 平成27年4月1日</p>	対象外		指定管理を直営管理に変更しようする改正であり、改正の内容が市民へ重大な影響を及ぼす内容でないため。
2	大迫地域間交流施設条例の一部 を改正する条例 【観光課】	<p>【目的】 大迫地域間交流施設について、指定管理の継続が困難であるため、市が直営管理すること及び使用料の規定を新たに規定するほか、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による管理規定を削除 ・使用料規定を新設 ・条項の整理 <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会提案 平成27年3月議会 ②施行日 平成27年4月1日</p>	対象外		指定管理を直営管理に変更しようする改正であり、改正の内容が市民へ重大な影響を及ぼす内容でないため。
3	大迫山村文化交流館条例の一部 を改正する条例 【観光課】	<p>【目的】 大迫山村文化交流館について、指定管理の継続が困難であるため、市が直営管理するほか、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による管理規定を削除 ・条項の整理 <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会提案 平成27年3月議会 ②施行日 平成27年4月1日</p>	対象外		指定管理を直営管理に変更しようする改正であり、改正の内容が市民へ重大な影響を及ぼす内容でないため。